

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

マリ人権報告書 2018 年版

概要

マリは、立憲民主主義国である。イブラヒム・ブバカル・ケイタ (Ibrahim Boubacar Keita) 大統領が、(2018 年) 8 月 12 日の大統領選挙で勝利し、任期 5 年で 2 期目の再選を果たした。この国政選挙は不正行為及び暴力が限定的に発生したが、国際監視団によって最低限の水準は満たしたとみなされた。(2018 年) 10 月に予定されていた国民議会選挙は、選挙改革を実施する時間を確保するためという名目で 2019 年 6 月以降に延期された。

文民政権は、治安部隊を常に十分に統制しているとは限らなかった。

過去の数年とは異なり、マリ政府、北部民兵プラットフォーム (Platform of Northern Militias : プラットフォーム) 及びアザワド運動連合 (Coordination of Movements of Azawad : CMA) は、2015 年のアルジェ和平調停合意 (Algiers Accord for Peace and Reconciliation) にて合意した停戦を尊重していた。この和平プロセスにおいて、アルカイダ系のイスラムとムスリムの支援団 (Jama'at Nasr al-Islam wa Muslimin : JNIM) 及び大サハラのイスラム国 (Islamic State in the Greater Sahara : ISGS) の 2 つのテロ組織は、当事者ではない。そのため JNIM は、治安部隊、武装集団、国連平和維持軍の兵士、国際部隊、人道支援団体及び一般市民を標的に、マリ国内の北部及び中央部の全域で攻撃を行った。ISGS は、一般市民、治安部隊、CMA 及びプラットフォームの構成員に対して、ニジェールやブルキナファソとの国境沿い及びその近隣で攻撃を行った。

人権問題には、政府及び非国家組織による違法又は恣意的な殺害の報告、政府軍による強制的な失踪、政府軍による拷問、過酷で命を脅かす刑務所の状況、政府軍による恣意的な拘留、政府の支援による事案も含む非政府の武装集団による児童兵の違法な徴用及び活用、犯罪的誹毀行為、平和的集会の権利に対する干渉、女性と子どもに対する暴力がまれにしか捜査されないこと、人身売買などが含まれた。当局及び雇用主は、労働者の権利を軽視することが多く、児童労働を含む搾取的な労働は日常的に行われていた。

政府は、治安部隊であれ、それ以外の政府のどの部署であれ、違反行為をした公務員を調査し、起訴し、処罰する努力をほとんどあるいは全くと言っていいほどしておらず、また刑事責任の免除は問題であった。2012 年のクーデターのリーダーであり、2013 年に最初に逮捕されたアマドゥ・サノゴ (Amadou Sanogo) は、逮捕されたまま裁判を待っていた。サノゴの裁判は 2016 年にシカソ (Sikasso) で始まったが、裁判長は 2017 年まで裁判を遅らせるための被告側の提案を受け入れた。年末の時点で、本事案は控訴院 (Court of Appeals) にて審理中であり、DNA 分析の結果を待っていた。国の北部及び中央部で実行された重大犯罪に対する刑事責任の免除は依然として行われていた。

(2018 年) 7 月 25 日に始まった裁判官によるストライキは 11 月 5 日まで続き、その結果、犯罪訴追手続に深刻な遅れをもたらし、公判前勾留の期間が長引いた。

2015 年の和平合意にもかかわらず、イムガード・トゥアレグと自衛団同盟 (Imghad Tuareg and Allies Self-defense Group : GATIA)、アザワド・プラットフォームのアラブ運

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

動（Arab Movement for Azawad-Platform : MAA-PF）、愛国抵抗軍の調整と運動（Coordination of Patriotic Resistance Forces and Movements : CMFPR）を含む北部民兵プラットフォーム内の勢力と、アザワド解放民族運動（National Movement for the Liberation of the Azawad : MNLA）、アザワド統一高等評議会（High Council for the Unity of Azawad : HCUA）、アザワド・アラブ運動（Arab Movement of Azawad : MAA）を含むCMAの勢力が、即決の処刑、拷問、児童兵士の徴用及び活用を含む深刻な人権侵害を行っていた。大サハラのイスラム国系組織及びアルカイダ系のJNIMを含む過激派組織は、民間人及び平和維持軍の兵士を含む軍の隊員を拉致し、殺害した。政府は、フランス軍と協力してマリの北部や中央部でテロ掃討作戦を実施し、過激派や武装団体のメンバーの勾留につなげ、告訴した。虐待の報告は、めったに調査や訴追に至らなかった。

国連マリ多元統合安定化ミッション（UN Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali : MINUSMA）で派遣されていたチャドの平和維持軍の兵士が、殺害、拉致、恣意的な逮捕を含むキダル州（Kidal）での多数の人権侵害で2016年に起訴されているが、この事案については未解決のままである。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の法に基づかない又は政治的な意図を持った殺人

政府やその機関が恣意的又は法に基づかない殺人を犯したという報告が幾つかあった（第1節gを参照）。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch : HRW）の報告によれば、（2018年）4月5日、テロ行為の疑いのあるフラニ族男性14人が、マリ軍（Malian Armed Forces : FAMA）によって殺害されたという。FAMAは、この14人は逃亡しようとして死亡したという声明を発表したが、目撃者によればFAMAによって処刑されたということである。MINUSMAの調査によれば、5月19日、G5サヘル合同軍（G5 Sahel Joint Force）に配属されたマリ人の大隊が、ブレケシ（Boulikessi）の家畜市場にて報復行為として12人の民間人を即座に恣意的に殺害したということである。

和平合意の署名者である武装集団と暴力的な過激派組織は、内部抗争に関連して多数の恣意的な殺害を行った。ISGSと政府とフランス軍によるテロ掃討作戦バルカン（Barkhane）が支援するMSA-GATIA連合との間の衝突によって、メナカ（Menaka）州及びキダル州にて多くの民間人が犠牲になった。（2018年）7月15日、メナカ州のInjagalaneでの武力衝突の際に、民間人12人が死亡した。MSA-GATIA連合はこの衝突の間、政府及びフランス軍のバルカン部隊から装備や後方支援を受けていたと伝えられている。

JNIMの加盟組織を含むテロリスト勢力は、頻繁に攻撃を行い、民間人、国内の治安部隊及び国際治安部隊の隊員を殺害した。例えば、（2018年）6月29日、自爆テロ犯1人が、セヴァレ（Sevare）のG5合同軍本部を襲い、マリ人兵士2人と民間人1人が犠牲

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

となった。この自爆テロにより、ブルキナファソ、モーリタニア及びニジェールの兵士 11 人が負傷した。容疑者 4 人が逮捕された。この容疑者らは、年末の時点で引き続き勾留中で、裁判を待っている。JNIM がこの攻撃に対する犯行声明を出した。

ゲリラやイスラム過激派組織による攻撃は、昔から続いている北部の紛争地域から、国の中央部にあるモプティ (Mopti) 州とセグー (Segou) 州へとますます拡大していった。彼らによる攻撃は、政府及び国際治安部隊員を標的としていた。

旧暫定政権メンバーのユスフ・トラオレ大佐 (Colonel Youssouf Traore) を含む旧大統領親衛隊であるレッドベレーの隊員 21 人に対して行われた 2012 年の強制的な失踪、拷問及び殺害に対して、クーデターのリーダー、サノゴ (Sanogo) を含む容疑者の訴追はあまり進展していなかった。この訴訟事件は、2016 年に最初に審理に付された。しかし、DNA 証拠の許容性に対する被告側による異議の後、この訴訟は新たな DNA 解析を待つ間、依然として中断されている。

b. 失踪

失踪の報告が幾つかあった。例えば、MINUSMA 人権保護部 (MINUSMA Human Rights and Protection Division) の報告によれば、(2018 年) 4 月 28 日、テネンクー圏 (Tenenkou Circle) の Dia 村にて、男性 1 人が治安部隊によって強制失踪させられたということである。

(2018 年) 6 月 15 日、モプティ州のナンタカ (Nantaka) 及びコンバガ (Kombaga) にて共同墓地が 3 つ発見された。兵士によって勾留された後に処刑された少なくとも 25 人の男性の遺体を埋葬していると思われる。国防・退役軍人省 (Ministry of Defense and Veterans Affairs) が、共同墓地の存在及び本事案への軍人の関与を認める声明を発表した。各国政府及び国家人権委員会 (National Commission for Human Rights : CNDH)、マリ人権協会 (Malian Association for Human Rights : AMDH) を含む幾つかの人権擁護団体が、公平で独立した調査を求めた。11 月の時点で、捜査は進行中である。

HRW の記録によれば、2018 年 2 月以降、国内中央部でイスラム武装集団のメンバーの疑いがある少なくとも 66 人の即決の処刑、十数件の強制失踪、多数の被勾留者に対する虐待及び拷問が申し立てられた。この多数の被勾留者の事案では、治安部隊によって監禁されているところが最後に目撃されたという。国防省は、これらの事件を調査する計画を公表し、ブレケシ、ナンタカ及びコンバガの事件を捜査するようにモプティの軍事裁判所に指示した。11 月の時点で、捜査は進行中であつた。

人権監視団員は、北部紛争に関連して勾留されたと伝えられている数十人の収監者の所在を確認することができなかった。これは、おそらくは、勾留中の死亡が報告されていないか、秘密裏に釈放されたか、政府諜報機関である国家治安局 (General Directorate of State Security : DGSE) に被収容者を内々に移送したためではないかと疑われている。人権機関は、DGSE が 60 人の未承認の被勾留者を収容していると推定した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び制定法は、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じているが、アンサール・アッ・ディーン (Ansar al-Dine)、アル・ムラビトゥーン (al-Murabitoun)、マシーナ解放戦線 (Macina Liberation Front) を含む過激派組織とのつながりが疑わしい者に対して政府軍兵士がこのような行為をしたという報告があった (第 1 節 g を参照)。イスラム系組織が性的暴力を振るったという報告があった。

HRW によれば、(2018 年) 3 月 8 日及び 3 月 12 日、武装軍隊のメンバーが、イスラム系武装集団への支援を疑っていた男性 5 人に対して拷問を行ったということである。この被勾留者の 5 人は、手足を縛られ、殴打され、ベルトで激しく打たれ、火をつけられ、繰り返し殺すと脅されたと伝えられている。被勾留者らの身体には外傷があった。

さらに、HRW によれば、3 月 12 日に FAMA が、57 歳と 42 歳の男性 2 人を、武装イスラム主義者を支援したと訴えて逮捕したという。この逮捕を行った者は、自分たちよりも年長の男性を殺すと脅し、激しく殴打し、斬首すると脅迫したと伝えられている。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は過密で、衛生状態と医療が不十分なため、過酷で、命を脅かすものであった。政府は、職員に対する訓練を向上させる措置を講じた。2018 年末には、バマコ市 (Bamako) の南 30 マイル (48 km) に位置するケニオロバ (Kenioroba) に新しい刑務所を建設する 90 億 CFA フラン (1,650 万ドル) の建設プロジェクトが進行中である。この新刑務所は 2,500 人を収容し、被収容者の人権に対する国際基準を満たすように設計されている。

物理的な状況：(2018 年) 7 月の時点で、設計収容人数 400 名の施設であるバマコ中央刑務所 (Bamako Central Prison) に 2,217 人の在監者が収容されていた。被収容者は男女別に分けられた。女性の刑務所では、収容状況は男性刑務所よりは良かった。当局は、受刑者と未決拘留者を一緒に収容していた。当局は、テロ関連の罪で逮捕した 155 人を、バマコ中央刑務所の警備が厳重な部門とクリコロ (Koulikoro) で収容していた。7 月 25 日から 11 月 5 日まで続いた裁判官によるストライキによって、未決拘留者が増加し、刑期を終えた受刑者を釈放できなかったため、刑務所の状況は悪化した。憲兵隊及び警察の収容施設は、年末の時点で収容人数の限度に達した。当局は逮捕した者を最大 72 時間まで警察署で拘束することができるが、拘置所は男性、女性、子ども別に分けられてはいなかった。

(2018 年) 7 月の時点で、刑務所及びその他の刑事施設に収容されていた者のうち 11 人が死亡した。司法省 (Ministry of Justice) の独立機関である CNDH は、死亡は不健康な刑務所の状況に原因があるとした。11 人のうち 3 人が心臓発作で死亡していた。残りは、マラリア、HIV／エイズ、脱水症で死亡していた。セキュリティ対策の不備と全般的な資源の不足のため、当局は刑務所の管理を維持できなかった。

刑務所の食糧は、提供されたとしても、質と量ともに不十分であり、また医療施設も不

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

十分であった。衛生設備の欠如は引き続き、被収容者の健康に最も重大な脅威をもたらしていた。バケツをトイレとして使っていた。全ての刑務所が飲用水を入手できたわけではなかった。換気、照明、温度は、多くの貧しい都市部の家庭と似たような状態であった。

管理:刑務所への苦情を受け付けるオンブズマンはいなかった。しかしながら、当局は、刑務所及びその他の刑事施設に収容されている者が、直接であれ、又は共和国オンブズマン事務所（Office of the Ombudsman of the Republic）経由であれ、不服申し立てを司法当局にすることを許可していた。その際、無慈悲な状況に関する申し立てに信憑性があるかどうか調査する検閲はなかった。刑務所の在監者は、CNDH が刑務所を検査している際に口頭で不服を申し立てていたが、読み書きができないこと、不服申し立て制度に関する知識の欠如、このような不服申し立てをすることの有用性に対する懐疑、報復の恐れといった理由で正式な申立書を提出することはなかった。刑務所を訪問し、人道にかなった状況を徹底させることを任されている CNDH は、要請があれば 1 週間以内にバマコ中央刑務所の在監者を訪問していた。CNDH は、バマコ市以外にある刑務所を定期的に訪れることはなかった。実際、最後に軍の収容施設を訪問したのは、2012 年であった。政府の全国刑務所運営理事会（Directorate for National Penitentiary Administration）は、刑務所と収容所の状況を調査し、監視した。被収容者は訪問者に概して接見できしており、礼拝式も引き続き行っていた。

独立機関によるモニタリング: 政府は人権監視団の訪問を許可し、人権団体は 2018 年の間に訪問を行っていた。政府は、非政府組織（NGO）やその他の監視員に要望書を刑務所長に提出するよう求めている。刑務所長は、それを司法省に送付していた。マリ人権協会は、カティ（Kati）、バマコ、その他北部以外の場所で刑務所を訪問した。人権監視団員は、MINUSMA と国際赤十字委員会（International Committee of the Red Cross : ICRC）と共に、定期的に CMA とプラットフォームのメンバーが収容されている収容施設を訪問していた。ICRC 職員はまた、バマコ、カイ（Kayes）、シカソ、クリコロ、ガオ（Gao）、ティンブクトゥ（Timbuktu）にある刑務所を訪問していた。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び制定法は、通常、恣意的な逮捕及び拘留を禁じている。それにもかかわらず、政府の治安部隊並びにプラットフォーム、CMA の部隊及びテロリストの武装集団は、進行中の北部と中央部の紛争に関連して多数の者を勾留及び逮捕していた。特にメナカ州での CMA、GATIA 及び ISGS 間の衝突や、ティンブクトゥ、モプティ州、セグー州でのテロ攻撃の後に勾留及び逮捕が多くなっていた。治安部隊も、イスラム系武装集団を支援した疑いのある者を、主に国の中央部で恣意的に逮捕した（第 1 節 g を参照）。

法律は、被勾留者が勾留の法的根拠や恣意性について訴訟で申し立てることを認めている。個人は概して訴訟に勝つとすぐに釈放されていたが、法は補償を求める権利又は政府に対する償還請求権を定めていない。

警察及び治安組織の役割

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

治安部隊には、国家警察（National Police）、マリ軍（FAMA）、国家憲兵隊（National Gendarmerie）、国家警備隊（National Guard）、国家治安局（DGSE）が含まれる。FAMA、国家憲兵隊、国家警備隊は、行政組織上は国防省の管轄下にあるが、国家警備隊と国家憲兵隊の運営管理については、治安維持国民保護担当省（Ministry of Internal Security and Civil Protection）と分担している。警察官は、都市部での法律違反の取り締まりと秩序維持の責任を負っているが、憲兵隊員は農村部でその責任を負っている。軍隊は時折、警察や憲兵隊がいない北部地域で国内の治安活動を行っていた。国家警備隊には、国境警備の専門部隊があるが、ほとんど効果を発揮していなかった。治安維持国民保護担当省の任務には、国家が危機に瀕するような災害や暴動などの例外的な状況での秩序の維持を含んでいる。DGSE は、あらゆる事件を調査し、局長の裁量により一時的に人を勾留する権限を有する。通常、テロと国家安全保障の場合にのみ、そのような権限を行使していた。

国家警察は、資源と訓練が足りていなかった。腐敗が問題となっていて、交通警察官は、頻繁に運転手を逮捕し、賄賂と引き換えに釈放していた。

MINUSMA の任務には、安全保障の確保、民間人の保護、政府当局の再建の支援、治安部隊の立て直しが含まれている。MINUSMA は、主要な人口集中地以外の北部地域で、とりわけ市民が危険にさらされている地域において長距離パトロールをするなどして、その影響力を広げるよう努めていた。MINUSMA の任務には、武力紛争の影響を受けた女性や子どもたちを特別に保護し、武力紛争における性的及び性別に基づく暴力の被害者のニーズに取り組むことも含まれている。MINUSMA の役割は、暴力の監視、捜査の支援、国内で起きた虐待若しくは人権侵害又は国際人道法違反についての国連安全保障理事会への報告を通じて、北部紛争に関連する問題の予測、防止、緩和、解決にまで及んでいた。

フランス軍によるテロ掃討作戦であるバルカン作戦は継続していた。この作戦は、サヘル地域に焦点を合わせたもので、マリ、チャド、ブルキナファソ、モーリタニア、ニジェールでテロ対策活動を実施していた。約 2,500 人のフランス軍兵士がマリ北部で FAMA と協力してテロ対策活動を行っていた。

文民当局は、治安部隊を十分に管理しきれていない時があった。特に国の中央部で、治安部隊が関与している刑事責任の免除についての多くの報告があった。治安部隊による虐待と汚職を調査し処罰する仕組みは概して機能していなかった。

国防省が 2014 年に設立した調査委員会は、治安部隊による殺害事件が軍事裁判法や刑法典の違反を構成するかどうかを決定するために調査を行った。調査委員会は、刑事裁判をするために、人権侵害を伴う事件を検事総長に付託した。しかし、北部に再配置された兵士らが人権侵害を行ったとされる複数の訴えについて、調査委員会が 2018 年末までに調査を完了した事案はなかった。

逮捕手続及び勾留された者の取扱い

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法は、逮捕するには裁判官の発する令状がなければならないとしている。法は、48 時間以内に警察官が被疑者を起訴するか、釈放しなければならないとしている。警察は大抵十分な証拠に基づいて令状を取り、正当な権限を有する公務員が令状を発していたが、常にこのとおりになされていたわけではなかった。法は、逮捕から 72 時間以内に警察署から被疑者の身柄を検察庁に移すことを規定しているが、当局は被疑者を警察署で長く勾留していることがあった。当局は、特に軽微な犯罪や民事事件に関して、保釈の限定的な権利を有する被収容者に条件付き保釈を与えることができる。当局は、時には被告（人）を自己誓約に基づいて保釈していた。

被収容者は自ら選んだ弁護人を、また貧困者は国選弁護人を依頼する権利を有する。それにもかかわらず、弁護士の不足（特にバマコとモプティ以外の地域）が、しばしば弁護士による代理行為を利用する権利を妨げていた。

恣意的な逮捕：(2018 年) 4 月 5 日、治安部隊がディウラ（Dioura）にてフラニ族の男性 14 人を逮捕し、その後で射殺に及んだ。政府はこの事件について、フラニ族が逃亡を試みた疑いがあると説明したが、複数の市民社会団体及び人権団体、特にタビタル・プラーク（Tabital Pulaaku）が本事件を即決の処刑と称した。このフラニ族の被収容者らは、治安部隊からイスラム系武装集団を支援したとの疑いをかけられ、拘束されていた。

(2018 年) 8 月の大統領選挙後、野党候補者スマイラ・シセ（Soumaila Cisse）の選挙活動の運動員だったポール・イスマイル・ボロ（Paul Ismael Boro）及びムーサ・キンビリ（Moussa Kimbiri）の 2 人を、DGSE が逮捕した。2 人は憲法で定められた勾留期限の 72 時間をはるかに上回る時間を勾留された後に、検察官の前に姿を見せた。シセの選挙陣営及び人権団体が抗議をすると、2 人はバマコの憲兵隊第 1 駐留地（Gendarmerie Camp 1）に移送され、さらに数日間の拘束後に解放された。

人権機関は、至る所で恣意的な逮捕と勾留の疑いがあると報告した。多くの場合、憲兵隊員が DGSE の命令に基づいて被疑者を勾留し、取り調べのために被疑者の身柄を DGSE に移していた。DGSE は一般的に数時間から数日間被疑者を拘留していた。しかし、移送過程そのものに 1 週間以上かかることがあり、その間彼らは被勾留者に嫌疑の内容を知らせていなかった。当局は、釈放された被勾留者に対して、逮捕された場所へ帰るのに多くの場合数日間要するにもかかわらず、輸送手段を提供していなかった。これらの勾留は、大抵、盗賊やテロリストの襲撃の後に起き、襲撃を実行したと疑われている民族グループを標的にしていた。

公判前勾留：法律は、勾留中に起訴された被疑者の裁判を軽犯罪の場合は 3 ヶ月以内、重罪の場合は 1 年以内に行うことを規定しているが、長時間の公判前勾留が問題であった。司法の非効率性、多数の被勾留者、汚職、そして職員の不足がこの問題の原因となっていた。被勾留者の中には、時には裁判が開始されるまで数年間刑務所に収容されている者もいた。被収容者の約 80% が裁判を待っていた。

e. 公正な公判の否定

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

憲法及び法律は独立した司法を規定しているが、行政府は引き続き司法制度に影響力を及ぼしていた。汚職と限られた資源が裁判の公正さに影響を与えていた。国内の人権団体によれば、裁判では贈収賄と斡旋収賄が蔓延していたとのことであった。

裁判所の命令を強制するのに問題があった。時には裁判官が、一度に数ヶ月間も管轄区域にいないことがあった。村長と政府が任命した治安判事が、農村地域の紛争の大部分に判決を下していた。治安判事には、捜査、犯罪訴追手続、裁判官の役割があった。このような伝統的な制度は、民事裁判所や刑事裁判所と同じ権利を付与しているわけではなかった。

裁判手続

憲法は公正な裁判を受ける権利を規定しており、裁判官は概してこの権利を遵守していた。それにもかかわらず、訴訟手続はしばしば遅れて、裁判が始まるまで何年も待っている被告人もいた。法律は被告人が無実であると推定し、被告人は起訴内容を迅速且つ詳細に告げられ、起訴されてから全ての上訴までの間必要に応じて随意説明を受ける権利を有している。未成年者や注意を要する家庭に関する事件を除いて、裁判は、通常は公開法廷で行われていた。

被告人は、自ら選んだ弁護人と意思疎通する権利（また重罪の場合及び未成年者が関与している事件において公費で弁護人を附してもらう権利）を有する。裁判所が、被告人が貧困者であると宣言したときは、裁判所は公費で弁護人を附し、裁判所は全ての費用請求権を放棄する。行政機関の未処理の業務と、特に農村部での弁護士の不足は、しばしば迅速な接見を妨げていた。被告人とその弁護人は、弁護の準備をするのに十分な時間と便宜を与えられ、政府が保有する証拠を閲覧し、検察側の証人と向き合って審問する権利があり、また自己のために証人及び証拠を提示する権利も有している。政府は、概してこれらの権利を尊重していた。被告人は、自己に不利益な証言又は罪の自白を強要されてはならず、控訴裁判所（Appellate Court）及び最高裁判所（Supreme Court）に判決を上訴することができる。法律はこれらの権利を全ての一般市民に与えている。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯又は政治的理由で勾留された者に関する報告があった。

全国刑務所運営理事会（National Directorate for Penitentiary Administration）によれば、（2018年）7月の時点で、当局は北部と中央部の紛争に関与した155人を勾留していた。勾留されている者の一部は政治犯と考えられていた。政府は通常、刑務所内のより高度なセキュリティ対策が整った施設で紛争に係る被収容者を勾留し、他の被収容者と同じ保護を提供していた。国際人権機関と人道援助機関は、これらの刑事施設のほとんどの出入りすることができたが、DGSEによって運営されている施設に収容されている被勾留者には面会できなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

個人及び団体は、人権侵害に対して民事上の救済方法を求めることができる。彼らは、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States）の司法裁判所（Court of Justice）及びアフリカ人権裁判所（African Court on Human and Peoples' Rights）にその訴訟事件を上訴することができる。伝統的な奴隷制度に関する事件の場合、民事裁判所の命令は遵守させるのが難しい場合があるとの報告があった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は法に基づかない干渉

憲法及び制定法は、そのような行為を禁じており、政府がこれらの禁止事項を遵守していなかったという報告はなかった。

g. 国内紛争での虐待行為

政府軍、MNLA、HCUA、MAA を含むかつての分離独立派勢力、MSA-GATIA を含む政府から支援を受ける北部民兵組織、ISGS、JNIM、マシーナ解放戦線、アル・ムラビトゥーンを含む過激派組織は、北部と中央部で深刻な人権侵害及び虐待を犯していた。このような行為には、恣意的な殺人、虐待、失踪が含まれていた。軍による人権侵害のほとんどはフラニ系、トゥアレグ系、アラブ系の人たちを対象としており、このような行為はこれらの民族と関わりを持つ武装集団による攻撃への報復として行われていた。ジハード主義を掲げる組織、MNLA、HCUA、MAA の CMA 勢力、GATIA のようなプラットフォーム内の民兵は、人質を取っていた。GATIA を含むプラットフォーム内の武装集団の一部は、児童兵士を使っていた。

政府軍とフランス軍は、和平交渉及びその後の和平合意の当事者ではなかったイスラム・マグリブ諸国のアルカイダ（al-Qaida in the Islamic Maghreb）、アンサール・アッ・ディーン、MLF、アル・ムラビトゥーン、JNIM、ISGS などのテロ組織を標的にしていた。このようなテロ組織は、和平プロセスに参加している武装集団との関係を維持していた。

中央部のモプティ州とセグー州に住む民族のフラニ族が、政府軍による虐待を報告した。HRW によると、(2018 年) 2 月 21 日、7 人のフラニ族男性がソコロ（Sokolo）にて洗礼式を祝っている間に軍隊に逮捕されたが、国防省はこの 7 人が 2 月 27 日のマリ軍との戦闘で死亡したと発表したということである。HRW はまた、目撃者からの情報により、以前に軍隊によってドゴ（Dogo）で逮捕されていたフラニ族男性 6 人の遺体が、3 月 22 日に共同墓地で発見されたと報告した。さらに HRW は、2018 年を通じて、被勾留者への拷問又は深刻な虐待に関する数件の報告を記録した。フラニ、トゥアレグ、アラブ系を標的とした軍による虐待のほとんどは、これらの民族と関わりを持つ武装集団による攻撃への報復として行われていた。

政府は、北部の事件を追及し調査するのに十分な資源が不足していた。

殺人：政府軍、元反政府勢力、政府と利害が一致している北部民兵組織、テロ組織が全国で人を殺していたが、主に北部と中央部の州で殺人を犯していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

正体不明の者や組織が多くの攻撃に関わっていた。例えば、(2018 年) 7 月 7 日、武装した正体不明の人物複数名が、モプティ州ホンボリ (Hombori) の近郊 Wami の地元市場の商人 1 人を殺害した。

移動牧畜(季節ごとに行われる人間ぐるみの家畜の移動)と牛の放牧をめぐる紛争に関連する民族間の暴力事件は、モプティ州のドゴン族、バンバラ族、フラニ族、セグー州のバンバラ族とフラニ族、ガオ州、ティンブクトゥ州、キダル州のトゥアレグ人とアラブ人の間で発生した(第 6 節を参照)。

(2018 年) 7 月 17 日、国連人権高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Human Rights) が声明を発し、モプティ州におけるコミュニティ間の暴力、特に牧畜民のフラニ族と農耕民族のドゴン族の間の暴力に対して懸念を表明した。2018 年に入ってから、このコミュニティ間の暴力によって少なくとも 289 人の民間人が死亡した。

MINUSMA に派遣されていた平和維持軍の兵士に対する数多くの攻撃によって、死亡者や負傷者が出ていた。(2018 年) 10 月 27 日、平和維持軍兵士のブルキナファソ人 2 人、トーゴ人 2 人が、それぞれティンブクトゥ州北部のベール (Ber)、モプティ州中部のコンナ (Konna) で組織的攻撃を受けて死亡した。JNIM がこの攻撃の犯行声明を出した。

拉致: コロンビア人のローマ・カトリック教宣教師であるセシリア・ナルバエス・アルゴティ (Cecilia Narvaez Argoti) が、マリ南部のクティアラ (Koutiala) にて 2017 年 2 月に捕えられ、年末の時点で捕われたままだった。(2018 年) 5 月 8 日、JNIM が、テネンクー (Teninkou) 首長のマカン・ドゥンビア (Makan Doumbia) を、その運転手と共にモプティ州で拉致した。

身体的虐待、刑罰及び拷問: ダンベ作戦 (Operation Dambe) による軍事行動に続き、(2018 年) 3 月 8 日から 12 日にかけて、モプティ州で逮捕された 5 人の男性が軍隊によって虐待され、拷問にかけられ、身体的虐待を受けたと HRW に報告した。この男性たちの身体には複数の部分に傷口や傷跡が確認できたと HRW が報告している。

児童兵士: 政府がマリ軍に児童兵士を徴兵した又は児童兵士を自発的に受け入れたことを示す証拠はなかった。しかし、民兵組織(政府の支援を受けた上に連携もしている民兵組織を含む)、特に GATIA は、児童兵士を徴用及び活用していた。

米 국무省の「人身売買報告書」(Trafficking in Persons Report) も [www. state. gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/) で参照のこと。

その他の紛争に関連した虐待: 国際機関や平和維持軍に対する攻撃が発生した。

マリの中央部及び北部にて、マリ軍、フランス軍、国際部隊を標的にした破壊的な攻撃が、(2018 年) 6 月 29 日から 7 月 1 日の間に連続して行われた。これらの攻撃により、民間人 7 人を含む少なくとも 14 人が死亡し、約 40 人が負傷した。負傷者のうち少なくとも 31 人は、女性や子どもを含む民間人であった。アルカイダ系の JNIM が一連の攻撃に対して犯行声明を出し、攻撃は「G5 サヘル合同軍の参加国とフランスのマクロン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

大統領」に対するメッセージだと述べた。

MINUSMA の任務が始まった 2013 年以来、100 人以上の MINUSMA の人員が殺された。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法は言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時にはこれらの権利を制限した。

表現の自由：政府は、特に大統領選挙の期間中に、表現の自由及び情報の自由を制限した。野党のトーク番組を主催しているラジオ局が、急に閉鎖された。政府は、治安上の理由によってラジオ局を閉鎖したと主張した。また、インターネットに対する妨害も大統領選挙期間に複数回発生した。

報道及びメディアの自由：マリの法律は、名誉毀損罪に対して罰金刑と拘禁刑を課している。また、国家安全保障を損ない、軍隊の士気を低下させ、国家元首を立腹させ、動乱を扇動し、敵と交際するなどの行為も犯罪としている。(2018 年) 8 月 1 日、バマコ知事のデベレコア・ソアラ大佐 (Bamako Governor Colonel Deberekoua Soara) が、ラジオ局 98.1 ルヌーボー FM (98.1 Renouveau FM) に対して全業務の停止を指示する命令を発布した。同局は前日の 7 月 31 日に、物議を醸したラジオのアナウンサー、Yousouf Mohamed Bathily, 通称ラス・バス (Ras Bath) のラジオ番組「ひらいたトランプ (手の内を見せる)」(Cartes Sur Table, Cards on the Table) を放送していた。発布された命令によれば、放送中のバスのコメントは「反抗や憎悪の感情を駆り立てた」という。8 月 10 日、通信を規制する当局の権威がラジオ局の業務再開を命令したが、番組「ひらいたトランプ」の放送は禁止した。

暴力及び嫌がらせ：ルヌーボー・テレビ (Renouveau TV) とラジオのディレクターであるアントワヌ・ソランジュ・デンベレ (Antoine Solange Dembele) 及びジブリル・サッコ (Djibril Sacko) の話によれば、(2018 年) 8 月 2 日の朝、武装した 2 人の警察官がルヌーボー FM にやって来て、業務停止の通知書をドアに貼ったという。その後間もなくして「催涙ガスを携行した武装警察官を乗せたトラック」が 1 台到着し、ラジオ局の建物に誰も入らないように妨害した、とデンベレは詳細を語った。

ジャーナリストは、政府によって要注意とみなされる軍事情報を入手することが困難で、またしばしば北部の場所に出入りすることもできなかった。

財務的な問題も報道機関の取り扱う範囲や取材の規模を偏らせていた。ほとんどの報道機関は資源に限りがあった。ジャーナリストの給料は極めて低く、多くの報道機関はジャーナリストがメディアイベントに出席するための交通費を支払うことができていなかった。ジャーナリストはイベント主催者にしばしば交通費を支払うよう頼み、「交通費」と「日割りで」という用語は報道に対する報酬支払い制度の婉曲語句となり、財務状態の良い組織ほど、多くの場合、より多くの報道機関から取材を受けていたのであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

インターネットの自由

デジタル権限 NGO の国境なきインターネット (Internet without Borders) は、政府がソーシャルメディアへのアクセスを妨害したことを非難し、ネットワーク干渉オープン監視所 (Open Observatory of Network Interference) が実施したこの政府の妨害に関する詳細な分析を (2018 年) 8 月 1 日に発表した。その分析では、7 月 29 日から、ツイッターやワッツアップを含む「特定のプラットフォーム及びウェブサイトへのアクセス」が、国内の最大手携帯電話会社オレンジ・マリ (Orange Mali) によってブロックされたことが明らかになった。大使館職員、海外の外交官、国民、各メディアの報告によれば、インターネットアクセスが中断され、フェイスブック、ワッツアップ、ツイッターなどのソーシャルメディアのプラットフォーム上での送信が制限されていたという。この状況は 7 月 29 日から 1 週間以上も続き、この期間は、8 月 12 日の大統領選挙の第 2 次戦に入った後であった。大統領選挙が終わると、インターネットへのアクセスは復旧した。

適切な法的権限なしに政府が民間のオンライン通信を監視しているという信憑性の高い報告はなかった。バマコには数多くのインターネットカフェがあったが、家庭のインターネットアクセスは費用が掛かるために相変わらず限られていた。バマコ以外の地域でのインターネットへのアクセスは非常に限られていた。国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) によると、2017 年には住民の約 12.7% がインターネットを使用していた。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由及び文化的な行事への政府による規制はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

憲法及び法律は、集会の自由を規定しているが、政府がこの権利を常に遵守しているとは限らなかった。治安部隊は、(2018 年) 6 月 2 日に野党第一党の政治家及び活動家が主導して行われたデモ行進を、催涙ガスを使って解散させた。バマコの知事は、2015 年から行使中の緊急事態での権限 (State of Emergency powers) を理由に、主催者からのデモ開催に関する正式な申し出を却下した。却下されたにもかかわらず、主催者はデモを決行した。大統領候補者らを含む 30 人以上のデモ参加者が、暴力行為の最中に負傷した。デモ参加者 16 人がガブリエル・トゥーレ病院 (Hospital Gabriel Toure) に入院したと伝えられ、未確認情報によれば、そのうち 2 人の負傷者は危篤に陥った。そのうち 1 人は傷が死因となって 6 月 3 日に死亡した。治安部隊の隊員 3 人も負傷したと政府は主張した。政府は実弾の使用は否定し、治安部隊の行動を擁護した。野党はこの暴力行為を非難し、6 月 8 日に再度のデモ開催を求め、政府はこれを制限なしに許可した。6 月 8 日のデモ行進は何事もなく開催された。

結社の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

憲法は結社の自由を規定しているが、法律は不道徳とみなされる結社を禁止している。政府は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）コミュニティのメンバーを除いて、結社の自由を概して尊重していた。

c. 信教の自由

米務省の「信教の自由に関する報告書」(International Religious Freedom Report) を www.state.gov/religiousfreedomreport/ で参照のこと。

d. 移動の自由

憲法及び法律は、国内移動、外国旅行、移住、本国への帰還の自由を規定しており、政府は一般的にこれらの権利を尊重していた。

政府は概して、国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees : UNHCR）や他の人道支援団体と協力して、国内避難民（IDP）、難民、亡命希望者、その他憂慮すべき人々の保護を含む人道援助を提供していた。和平合意及び安全保障上の制限を管理できなかったことで、人道支援の提供に影響が及んだ。

国内移動：国内での移動は正式に制限されていないが、軍は治安を維持するために検問所を設置し、また不安定な治安状況が移動の自由を制限していた。ガオ、キダル、ティンブクトゥの住民及びモプティの一部の住民は、道端に仕掛けられた爆弾の脅威など安全上の理由から都市を離れることを恐れていた（第 1 節 g を参照）。2018 年の初めは、難民や IDP の一部が北部の自宅に戻ることが促進される状況であったが、その後治安を不安定にする事件が発生したことによって帰還ペースが低下した。政府は、移動費用を支払う術がない IDP のために北部への移動を支援していた。

警察は、禁輸品の移動を制限するのと車両登録を確認するために日常的に一般市民と外国人を止めて、確認していた。国中で過激派の攻撃が増加した後、バマコに入る道路と市内の道路にある警察の検問所の数も増えた。ジャーナリストは、しばしば、安全保障上の懸念を理由に、政府が軍事作戦を展開中の北部で自由に移動することを認めなかったと不平を言っていた。

国内避難民（IDP）

国連の独立監視員の報告によれば、(2018 年)8 月の時点で、マリ国内の国内避難民（IDP）が 61,404 人、近隣諸国にいる難民が 138,675 人と報告された。2015 年 6 月の和平合意に署名して以来、北部地域の人道支援者の出入りは概して改善されたが、テロ行為や山賊行為による不安定な状態は依然としてこの国の大半で課題となっていた。

治安維持国民保護担当省は IDP を登録し、政府は IDP に支援を提供していた。IDP は一般的に、親戚宅、友人宅、又は賃貸宿泊施設で暮らしていた。ほとんどの IDP は都市部に居住し、食糧や水、その他の支援を受けていた。人道支援を受けるためには身分証明書は必要ではなかったが、全ての避難家族の半数もが、子どもの学校を含め公共サービ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

スを容易に受けられるようにするのに必要である、公的な身分証明書を持っていなかった。援助団体は、出入りが許可された際に南部と北部に住む IDP に対し、人道的支援を行っていた。

難民の保護

庇護を求める権利：法律は亡命者又は難民の地位の付与を規定しており、政府は難民保護のための制度を確立している。難民を担当する国家委員会は、UNHCR からの援助を受けて活動していた。UNHCR、国際移住機関（International Organization for Migration）及び政府によれば、（2018 年）7 月 31 日現在、同国には 24,368 人の登録済みの難民と 601 人の亡命希望者が在住しており、その大多数は 1989 年にモーリタニアから追放されたアフリカ系モーリタニア難民とその子どもたちだった。UNHCR と西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States）加盟国の閣僚との会合で、政府は帰化促進宣言を発表し、地域に溶け込みたいと希望する全てのモーリタニア人難民を支援することを約束した。2015 年、政府はアフリカ系モーリタニア人難民の地域への融合を促進する公約の一環として、同国で生まれた約 8,000 人の難民の子どもの出生証明書を発行し、これによって公共サービスの利用、雇用契約書への署名、土地の売買、会社の設立、銀行からの借入れが可能となった。

（2018 年）8 月の時点で、近隣のブルキナファソ、モーリタニア及びニジェールにて登録をしたマリ人難民は 138,675 人だった。マリ国内の対立や暴力によって、2018 年を通じて新たに難民として近隣諸国に到着する人たちが増え続けた。治安上の問題があるにもかかわらず、政府の報告によれば 8 月の時点で、60,373 人のマリ人難民が近隣諸国からマリへと帰還したということである。

一時的保護：政府の国際移住局（Office of International Migration）が、難民の資格を得られないかもしれない者への一時的な保護措置を担当している。国家難民委員会（National Commission for Refugees）が、難民申請又は亡命申請を裁決し、亡命を認めるかどうかの決定が出るまで一時的に保護する。

第 3 節 政治的なプロセスに参加する自由

憲法及び法律は、市民に、普遍的且つ平等な参政権に基づいて実施される自由で公平な定期選挙で自国政府を無記名投票で選択する権利を与えており、一般市民はその権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：2018 年、イブラヒム・ブバカル・ケイタ大統領が大統領選挙で勝利した。この大統領選挙は、不正行為及び暴力が限定的に発生したが、国際監視団は最低限の水準は満たしたとした。第 1 次選挙に立候補した 24 人の候補者の中には女性が 1 人含まれていた。第 1 次選挙に続き、上位 2 人の候補者間で争われる決選投票が行われた。

選挙運動は、国の中央部及び北部の治安状況による影響を大きく受けていた。野党候補

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

の多くは、移動の自由に対する制限、物資の補給の問題、資金面の制約によって、中央部や北部の大半の地域で選挙活動ができなくなっていた。その一方で、政府の職員は引き続きこれらの地域へ赴き、活動を取り仕切っていた。

大統領選挙に関する公的メディアの報道は、全員の候補者に対して概ね平等であり、国営メディアの平等な報道のための国家委員会（National Committee for Equal Access to State Media）が大筋を定めた基準を満たしていた。しかし、国営メディアは、大統領の行動を候補者として、大統領として、政府の代表として報道することで現職のケイタ大統領を優遇し、野党の候補者については報道しなかった。

治安を脅かす事件や、主に豪雨による道路の破壊によって投票所へのアクセスが遮断されたことで、全体の 2.1% に該当する 490 の投票所が決選投票の際に影響を受けたと、治安維持国民保護担当大臣（Minister of Security and Civil Protection）のサリフ・トラオレ大將（General Salif Traore）が 8 月 12 日の声明で発表した。この数字は、7 月 29 日の第 1 次選挙で、全体の 3.77% に該当する 869 の投票所に影響があったのとは比べると減少した。トラオレによれば、閉鎖された国内 490 の投票所のうち 440 箇所はモブティ州にあった。その 440 箇所のうち 100 箇所はアクセスが悪いために開所できなかったと同氏は報告した。投票率は、第 1 次選挙は 43%、第 2 次の決選投票では 34.5% であった。

当初は（2018 年）10 月に予定されていた議会選挙は、2019 年 6 月以降に延期された。政府は、議員の任期に 6 ヶ月の延長を制定した。

女性及び少数民族の参加：政治的措置においては、法律は、女性又は少数民族の参加を制限しておらず、女性も少数民族も参加していた。しかしながら、文化的要因によって、女性が公式及び非公式な役目をもって政治参加することは制限されていた。2015 年 11 月に成立した法律では、党の候補者リストの少なくとも 30% が女性候補者のために確保され、政府高官被指名者の 30% は女性となることが求められている。この法律は 2 期目となるケイタ大統領の最初の内閣では完全に実施され、32 人の閣僚のうち女性は 11 人であった。国民議会 147 議席のうち、女性が占めるのはわずか 13 議席であった。33 人の最高裁判所裁判官には 4 人の女性がおり、裁判長を含めて 9 人の憲法裁判所（Constitutional Court）裁判官には 2 人の女性がいた。

国民議会には、ガオ州の東部と北部、ティンブクトゥ州、キダル州を代表して、これまで疎外されていた牧畜民と遊牧民の少数民族から少なくとも 16 人の議員がいた。首相の内閣には、牧畜民と遊牧民の少数民族のメンバーが含まれていた。

4 人の国民議会議員が北部武装集団のメンバーであった。そのうち 2 人は HCUA に関連するキダル州のトゥアレグ人、1 人は GATIA に関連するキダル州のトゥアレグ人、1 人は MAA に関連するガオ州からの議員である。アンサール・アッ・ディーンと提携していた国民議会議員もかつてはいたが、2013 年のフランスの介入の後、そのグループとの関係を終了した。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

法律は、公務員による汚職に対して刑罰を定めているが、政府は法律を遵守しておらず、公務員はしばしば汚職行為をしても刑事責任を免れていた。2018 年を通して、政府の汚職に関する報告が数多くあった。

汚職：汚職は行政の全部門で広がっていた。当局は、警察に汚職の取り締まりを徹底させていなかった。公務員、警察、憲兵は、頻繁に賄賂を強要していた。制服警官や警察官の格好をした者が、停車させたドライバーを暗くて人通りのない場所に移動するように指示し、略奪を働いていたという報告があった。

(2018 年) 4 月、マリの一般監査人が、政府の無駄な支出、不正行為、権力の乱用に関する 2016 年及び 2017 年の報告書を発表した。2016 年及び 2017 年に、マリ国民の税金 232.8 億 CFA フラン (4,000 万ドル以上) の損失を計上させた省庁の中には、首相の財務局、国庫、モプティ州とセグー州の各予算庁が含まれていた。

資産開示：憲法は、大統領、首相、その他の閣僚が毎年資産負債表と純資産を記した申告書を最高裁判所に提出するよう義務付けている。最高裁判所内の一部門である会計裁判所 (Court of Accounts) は、資産開示の監視と検証を担当している。提出しなくても罰則はない。会計裁判所は、大統領、首相、閣僚が任期の開始及び満了時に全ての資産と負債を明らかにし、その在職期間中も毎年 1 回最新の情報を提供することを義務付けている。彼らの配偶者や子どもの資産や負債の開示までは義務付けていない。資産開示情報の受付を担当する機関は、年末までに稼働しておらず、ほとんどの者が情報を提出していなかった。(2018 年) 9 月に、ケイタ大統領は最高裁判所に年次資産負債表と純資産を記した申告書を提出した。憲法では提出された申告書を公表することを要求しているが、公表されることはなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

多くの国内及び国際人権団体は、大抵の場合、政府の規制なしに活動し、人権事件に関する調査を行い、その結果を公表していた。政府関係者は総じて協力的であり、人権団体の見解に対する回答は早かった。

政府の人権機関：CNDH は、司法省が資金を提供する独立した機関である。政府は、この委員会に本部と数人のスタッフを引き続き派遣していた。他の人権団体は、CNDH を非効果的で自治権に欠けていると批判していた。彼らは、司法省が CNDH の予算や数名の国会議員を含む多くの委員に対して非常に大きい支配権を保持しており、これが原因で、政府に対して率直な批判をする力を損ねていると述べていた。

キダルで政府と武装集団との間で発生した暴力事件を調査する目的で、国民議会は 2014 年に調査委員会を設立したが、当該委員会からの調査結果の報告は年末までに発表されることはなかった。

2014 年に国防省は、2012 年に軍隊によって行われた強制失踪を調査する目的で、少なくとも 3 つの調査委員会を設立した。どの委員会も年末までに報告書を公表することは

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

なかった。

真実正義和解委員会 (Truth, Justice, and Reconciliation Commission) は、2012 年の危機に起因する犯罪と人権侵害の証拠を認め、聴聞を行い、移行期における法的措置を提言する目的で、2015 年に創設されたが、年末までに何ら調査を開始していなかった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力：法律は、強姦を犯罪行為とし、犯罪者に対する刑罰は 5 年以上 20 年以下の禁固刑と定められているが、政府はこの法律を効果的に実施しているわけではなかった。強姦の問題は蔓延していた。当局は、強姦事件のごく一部しか起訴していなかった。これは、被害者が社会的圧力のため、特に犯罪者が近親者であることが多く、報復の恐れからめったに強姦を報告しなかったからである。法律は特に配偶者による強姦を禁じていないが、法執行官は配偶者の強姦には刑法の強姦に対する規定が適用されると述べていた。警察や司法当局は強姦事件を追及するのをいとわなかったが、裁判前に当事者が合意に達した場合は追求をやめた。

配偶者虐待を含む女性に対する家庭内暴力が横行していた。ほとんどの場合、家庭内暴力は報告されていなかった。(2018 年) 12 月 28 日、ファンタ・セクー・フォファナ (Fanta Sekou Fofana) が、婚約者に殴打されて殺害された。年末の時点で、この事件に対する捜査は進行中であり、当該婚約者は勾留されていた。配偶者虐待は犯罪であるが、法律は家庭内暴力を明確に禁じてはいない。暴行は、1 年以上 5 年以下の禁固刑及び 50 万 CFA フラン (919 ドル) 以下の罰金に処される。事前に計画して犯行に及んだ場合は、10 年以下の禁固刑に処される。警察は、家庭内暴力に介入するのを嫌がった。多くの女性は、夫の告訴には消極的であった。これは女性が、家庭内暴力を訴えればそれを夫が離婚の根拠として解釈するのを恐れたり、経済的に自立できなかったり、社会的汚名を着せられるのを避けようとしたり、報復や社会からの追放を恐れたりしたからである。告訴の追跡調査をするために設立された政府の計画統計部 (Planning and Statistics Unit) は、信頼できる統計を作成していなかった。

女性器切除 (FGM/C)：マリでは FGM/C は合法である。特定の北部地域を除き、全ての宗教及び民族が、特に農村部で FGM/C を広く実施していた。FGM/C は合法であるが、当局は国立の保健所での実施を禁じていた。

両親は一般的に娘が生後 6 ヶ月から 9 歳までの間に FGM/C の施術を受けさせていた。2010 年にユニセフが実施した直近の包括的 FGM/C 調査では、15 歳から 49 歳までの女子と成人女性の 89% が施術を受けていること、同じ年齢グループの女子と成人女性の 74% には施術を受けた娘が 1 人以上いたことが示された。政府が実施する FGM/C の危険性に関する情報提供キャンペーンが、国内の治安が許す地域の一般市民に行き渡った。人権団体は、教育を受けた両親を持つ子どもの間では FGM/C の発生率が減少したと報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

性的嫌がらせ：性的嫌がらせは、法律によって禁じられていない。政府は性的嫌がらせを防止する努力をせず、学校を含めて日常的に起こっていた。(2018 年) 6 月、3 人から 5 人の人物がカティ (Kati) 圏 (圏は郡に相当する) にて 1 人の女子を襲って嫌がらせをして強姦した。この事件は年末の時点まで捜査中であつた。加害者の中には勾留中の者もいたが、逃亡して再逮捕されていない者もいた。

人口抑制の強要：妊娠中絶の強要、又は強制避妊手術に関する報告はなかった。

差別：法律は、特に離婚や相続に関して、男性と同じ法的地位と権利を女性に対して定めてはいない。女性は夫に従うことを法的に義務付けられており、特に離婚、親権、相続の場合に不利である。女性が法的サービスを利用する機会は非常に限られ、これは教育の欠如、情報の不足、及び法的サービスの法外な費用が原因であつた。政府はこの法律を効果的に実施していた。

法律では平等な財産権が定められているが、伝統的な慣習や法律の無知によって、女性は自分の財産権を十分に活かすことができなかった。婚姻契約書では、夫婦が不動産の権利を共有したいかどうかを明記しなければならない。イスラム教徒の夫婦の婚姻証明書に結婚の種類が明記されていない場合、裁判官は結婚が一夫多妻であると推定する。

男性を優遇する社会的規範のために、女性は経済的差別を経験していた。女性が教育及び雇用を受ける機会は限られていた。

女性・家族・子どもの地位向上省 (Ministry for the Promotion of Women, the Family, and Children) は、女性の法的権利を確保する責務がある。

子ども

出生登録：子どもの市民権は、親を通じて、又は国内での出生によって得られるものである。出生登録は、出生から 30 日以内に行うことが法律によって義務付けられている。女兒は、男児よりも出生登録をされない確率が高かつた。

政府は出生の全てを直ちに登録していたわけではなく、特に農村部でその傾向が見られた。ユニセフによれば、2014 年に政府が出生登録を行ったのは、出生のうち 81%であつた。政府はバイオメトリック・データを収集し、国民全員に固有の識別番号を割り当てるために 2014 年に国勢調査を実施した。その際、出生時に登録されていなかった子どもが新たに登録されたが、このような子どもに新たに発行された出生証明書の数是不明であつた。国内 NGO の数団体が、出生時の子どもの登録及び登録の利点を両親に教える目的で、年間を通じて海外の支援団体と共に活動していた。2015 年、政府は、アフリカ系モーリタニア人難民の地域への融合を促す政府の公約の一環として、マリ国内で生まれたモーリタニア人難民の子ども 7,807 人に出生証明書を発行することを承認した。

教育：無償の普通教育は憲法によって定められ、6 歳から 15 歳までを対象にした義務教育は法律によって定められている。それにもかかわらず、多くの子どもが学校に通っ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ていなかった。親は多くの場合、子どもの授業料を支払うだけでなく、制服や用具も負担しなければならなかった。子どもの入学に影響を及ぼすその他の要因には、最寄りの学校までの距離、交通手段の欠如、教師と教材の不足、学校給食事業の欠如などがあった。女子の入学率は全ての学年で男子よりも低く、この原因は、貧困、文化的に男子の教育が優先されること、女子の早婚、女子への性的嫌がらせなどであった。

紛争によってガオ、キダル、ティンブクトゥ、モプティ、セグーの各州では、学校が閉鎖された。また、反政府勢力が学校を活動拠点として使用する場合がありますため、多くの学校が損害を被るか又は破壊された。イスラム過激派集団が教師及び地域コミュニティを脅迫することにより、2017-18 学年度に閉鎖された学校の数は（2018 年）3 月の時点で 657 校となり、2016-17 学年度の同時期に閉鎖された 507 校よりも増加した。これは、国連の独立監視員アリウヌ・ティン（Alioune Tine）の報告によるものである。

児童虐待：児童虐待に関する政府の広範囲な統計は存在しなかったが、この問題は至る所で起きていた。ユニセフによれば、一般市民は概して児童虐待を報告していなかった。警察と連帯人道支援活動省（Ministry of Solidarity and Humanitarian Action）内の社会福祉事業部は、報告された児童虐待や育児放棄の事案の一部を調査して介入していたが、政府が虐待や育児放棄を受けた子どもに対してサービスを提供することはほとんどなかった。

早婚及び強制結婚：保護者の同意なしに結婚できる最低年齢は、女子で 18 歳、男子で 21 歳である。女子は 16 歳で親の同意があり、民事裁判官が承認した場合は結婚することができる。当局はこの法律を、特に農村部で効果的に実施してはいなかった。法定年齢に達していない者による結婚が、全国的に問題となっていた。国連人口基金（UN Population Fund）の 2017 年のデータによれば、女性の 52%が 18 歳までに結婚し、17%が 15 歳までに結婚していた。

国内の一部の州、特にカイ州とクリコロ州で、女子が 10 歳という幼い年齢で結婚していた。14 歳の少女が、年が倍も離れた男性と結婚することも日常的に行われた。現地の人権団体によれば、15 歳未満の女子が結婚するのに十分な年齢であるとする虚偽の出生証明書やその他の書類を、裁判所職員が受領することが頻繁にあったという。NGO は児童婚の撲滅を目指して意識向上キャンペーンを実施していた。

子どもの性的搾取：営利目的での性的搾取を含む子どもの性的搾取は、法律で禁じられている。大人と子どものどちらであれ、性的搾取に対する刑罰は 6 ヶ月以上 3 年以下の禁固及び 2 万～100 万 CFA フラン（37～1,838 ドル）の罰金である。有罪判決を受けた児童売買人に対する刑罰は、5 年以上 20 年以下の禁固である。児童ポルノを含む強制わいせつ行為に対する刑罰は、5 年以上 20 年以下の禁固である。マリには強姦に関する制定法があり、合意の上の性行為が認められる最低年齢を 18 歳と定めている。この制定法は、婚姻の法定最低年齢が女子で 15 歳であることと矛盾し、施行されなかった。子どもに対する性的搾取が発生していた。国家警察の児童青少年保護健全育成課（Division for Protection of Children and Morals of the National Police）は、売春婦が法定年齢以上であることを確認するために売春宿を全て搜索し、法定年齢に達していない女子

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

を働かせている宿の所有者を逮捕した。

児童兵士:2017年4月から2018年10月にかけて、全国子どもと家族推進理事会(National Directorate for the Promotion of Children and the Family)は、武装集団と関連のある53人の子どもを登録した。2017年には29人、2018年には24人が確認された。この子どもたちは全員、政府や国内外のNGOから支援を受けた。(2018年)10月の時点で、3人の子どもが引き続きバマコ及びガオの避難センターに預かれていたが、それ以外の子どもは家族と再会した。2018年に特定された子どものうち6人は、モプティ州で活動するイスラム過激派集団と関連があった。2人はキダルで、4人はティンブクトゥで確認された。

子殺し又は障害のある子どもの殺害:一部の売春婦及び家事使用人は、避妊の手段を利用できないこと、あるいは避妊に関する知識不足が主な原因で子殺しを行っていた。当局は、2018年に少なくとも2件の幼児殺害事件を起訴した。

国際的な子の奪取:マリは、1980年に採択された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約, Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締約国ではない。米 국무省の「国際的な親による子の奪取に関する年次報告書」(Annual Report on International Parental Child Abduction)を <https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/for-providers/legal-reports-and-data.html> で参照のこと。

反ユダヤ政策

国内にいるユダヤ人は50人未満で、反ユダヤ行為があったとの報告はなかった。

人身売買

米 국무省の「人身売買報告書」(Trafficking in Persons Report)を www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照のこと。

障害者

憲法及び法律は、雇用、教育、飛行機による移動及びその他の交通手段による移動、医療の利用機会、司法制度、又はその他の国のサービスの提供において、身体障害者、知覚障害者、知的障害者及び精神障害者に対する権利を特に保護してはいない。公共施設の利便性については法律によって義務付けられてはいない。障害を持つ人々は基本的な医療を受けることはできるが、政府は障害者の権利保護を優先しておらず、財源もほとんどなかった。障害者の多くは物乞いに頼っていた。

精神障害者は、社会的な汚名を着せられたり、公共の施設に監禁されたりという状況に直面していた。事件を担当する裁判官が犯罪の容疑者に精神障害があると考えた場合、裁判官はその容疑者の精神鑑定を医師に依頼していた。精神状態に関する研修が不足している医師が担当する場合もあったが、担当医師からの勧告に基づいて裁判所は、容疑

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

者をバマコ市の精神科病院に移送するか、裁判を進めていた。

連帯人道支援活動省は、障害者の権利の保護を担当している。同省は、障害者の所得獲得機会を促進する活動を主催し、マリ障害者団体連合会（Malian Federation of Associations for Handicapped Persons）などの基本的サービスを提供する NGO と協働していた。政府は全国で 8 校の聾学校を管轄していたが、物資、又はその他の支援もほとんど提供していなかった。

国籍／人種／少数民族

「ベッラ（Bellah）」と呼ばれることが多い黒人系トゥアレグ族に対する社会的差別が依然として行われていた。トゥアレグ族の中には、黒人系トゥアレグ族から基本的な市民的自由を奪っている集団もあった。この原因は、昔からある奴隷のような慣習や奴隷関係が受け継がれることにあった。

奴隷の所有主が、自身の奴隷であるベッラの子どもを誘拐したという報告が続いていた。これらの奴隷は、法的手段を有していなかった。奴隷所有主は、奴隷とその子どもを財産とみなし、奴隷である親の許可を得ずにその子どもたちを養育するためにどこかへ連れて行くと伝えられている。奴隷制度に反対する組織 Temedt は、マリ全土でワークショップを開催し、地域社会が奴隷を所有する慣習を捨てるように説得した。政府は、奴隷制度の慣行に対する刑罰を定める措置を何も取らなかった。

コミュニティ間の暴力が、フラニ族とバンバラ族、フラニ族とドゴン族との間で頻繁な衝突を招いていた。これらの民族で構成されるコミュニティの自衛団が攻撃に関与していると伝えられていた。

例えば、(2018 年) 9 月 7 日、モプティ州のコロ（Koro）にて、狩猟民族のドンゾ（Donzo）族がフラニ族の村 Koumboko を攻撃し、12 人が死亡した。9 月初めにはジェンネ（Djenne）にて、狩猟民族のドゴン族と牧畜民のフラニ族が衝突し、少なくとも 22 人が死亡した。

MINUSMA によれば、バンディアガラ圏（Bandiagara Circle）のコロ及びバンカス圏（Bankass Circle）にてコミュニティ間の衝突が生じ、結果として（2018 年）7 月時点で少なくとも 22,572 人が避難を余儀なくされた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力、差別、その他の虐待行為

法律は、「不道德な目的のための」結社を禁じている。性的指向や性同一性に基づく差別を明確に禁じている法律はない。

複数の NGO の報告によれば、LGBTI の人々が身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を経験しており、社会はそれを「矯正のための」処罰とみなしていたという。暴力行為を働いているのは大半が、家族や隣人、公共の場にいる見知らぬ人の集団であり、警察は介入を拒むことが頻繁にあった。ほとんどの LGBTI の人々は、自分自身を孤立させ、性的指向又は性同一性を隠していた。ある NGO の報告によれば、LGBTI の人々は学校を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

中途退学したり、職場を去ったり、自身の性同一性を隠し、社会的汚名を着せられるのを避けるため医療を求めないことが多かったという。

国内には、LGBTI の組織として知られている団体はなかったが、NGO の中には特に男性と性行為をする男性に対して医療及び支援プログラムを提供する団体が幾つかあった。

HIV 及びエイズによる社会的烙印

HIV 感染者及びエイズ患者に対する社会的差別があった。政府は、HIV 及びエイズに関する認知を向上させ、HIV 感染者及びエイズ患者に対する差別を軽減するキャンペーンを実施していた。

その他の社会的暴力又は差別

暴徒による暴力が依然として問題である。例えば、(2018 年) 6 月、1 人の暴徒がファナ (Fana) の町の憲兵隊本部を破壊した。これは、治安の欠如及び 9 歳のアルビノの女兒がコミュニティの一員によって殺害されたことに対する抗議集会の最中に発生した。

アルビノの人々に対する差別が続いていた。アルビノの人々は特別な力を持ち、彼らの血液や頭部を伝統的宗教指導者に捧げれば、その特別な力をアルビノではない人も得られるという考えを、伝統的宗教の指導者らは依然として広く伝えていた。(2018 年) 6 月、ファナの町でアルビノの 9 歳の女兒が誘拐され、頭を切り落とされた。11 月の時点で、この女兒を襲った者は勾留中であった。マリ人の著名な歌手サリフ・ケイタ (Salif Keita) が運営するアルビノの人々の権利団体の指摘によれば、男性はしばしばアルビノの子どもを産んだことを理由に妻と離婚しているという。この病気に対する理解が足りないため、日焼け止めを使用しないと皮膚がん非常に罹患しやすいアルビノの人々が、日焼け止めを入手できずにいた。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

2017 年 6 月に施行された新しい労働法に基づき、軍の隊員を除く全ての労働者は、独立した組合を結成し、それに参加し、団体交渉を行い、ストライキを実施する権利を有している。これらの権利の行使には、制限が加えられている。複数の労働者が労働組合を結成するには、結成前に全員が同一の職業で雇用されていなければならないと法律に定められている。労働者は、当該職務又は職業を離れた後に労働組合の組合員としていられるのは 1 年間のみである。組合の運営又は管理を担当する組合員は、国内に居住し、且つ国政選挙での投票権の一時的剥奪を伴う有罪判決を受けていてはならない。このプロセスは面倒で時間がかかった。さらに、政府は恣意的又は曖昧な理由で、労働組合の登録を拒否することがある。

労働公共サービス担当大臣は、どの組合を業種別団体交渉の代表とするのか、また業種

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

別団体協定を承認するかどうかを決定する独占的な権限を有する。雇用主は、労働組合の代表者との交渉を拒否する裁量的権利を有する。法律は、あらゆる種類のストライキを許可し、ストライキ参加者に対する報復を禁じている。ストライキを合法的に行うには、労働争議の当事者は、まずは労働法に定められている義務的調停手続及び仲裁手続を全て実施しなければならない。公務員及び国有企業の労働者は、計画したストライキの2週間前に通知をし、雇用主と第三者（通常は労働公共サービス省（Ministry of Labor and Public Service））との調停及び交渉に入ることが、規則によって求められている。労働法は、「不可欠な事業」部門に属する労働者がストライキを行うことを認めておらず、労働大臣はそのような労働者に対して強制仲裁を命ずることができる。法律が定義する「不可欠な事業」とは、その業務の中断によって、人命、個人の安全、又は人々の健康が危険にさらされる事業、国家経済の正常な運営に影響が出る事業、極めて重要な産業部門に影響が及ぶ事業である。例えば、警察官がストライキを実施する場合には、警察本部と路上に最低限の警察官の配置を保つように、法律によって求められている。しかしながら、政府はこれまで不可欠な事業を一覧にして明確にしてこなかった。違法なストライキへの参加は、賃金と休暇以外の権利の喪失や解雇を含む厳しい刑罰に処される。2018年を通じて、公務員はストライキを行う権利を行使した。

労働法は、労働組合に反対する労働者への差別を禁じ、組合活動のために解雇された労働者の復職について定めている。政府は関連する法律を効果的に実施しているわけではなかった。労働組合に反対する労働者への差別禁止条項の違反に対する刑罰は、違反を抑止するには不十分だった。労働公共サービス省は、査察や仲介を実施するための十分な資源を有していなかった。このため行政手続と司法手続では、長期の遅延や上訴請求が発生していた。

当局は、結社の自由と団体交渉権を常に尊重していたわけではなかったが、労働者は一般的にこれらの権利を行使していた。政府は、組合が干渉を受けずに活動を行う権利を、常に尊重しているとは限らなかった。組合や労働者団体は、政府や政党から独立していたが、様々な政党や連合と緊密に連携していた。鉱山省（Ministry of Mines）は、ルロ（Loulo）金鉱山の閉鎖に向けて労使間の交渉を円滑にするために介入した。政府職員は、1956年以来、一部の団体協約については再交渉をしてこなかった。

b. 強制労働の禁止

法律はあらゆる形態の強制労働を禁じているが、奴隷所有の慣習は犯罪行為とはされていない。強制労働は発生していた。法律は、本人の同意なしで契約に基づいて人を使用することを禁じており、刑罰は罰金及び過酷な強制労働を伴う禁固刑である。15歳未満の者が含まれている場合には、刑罰が倍になる可能性がある。刑罰はめったに実施されなかったため、違反を抑止するには不十分だった。NGOによれば、司法機関は強制労働の事案への対応には消極的だという。政府は、人身売買撲滅行動計画に初期資金を配分したものの、2018年を通じて強制労働を防止又は排除する努力をほとんどしていなかった。2014年の手作業による採掘部門に関する全国会議の後、政府は委員会を設置しており、この委員会は毎月2回会合を開催し、強制労働を含め採掘部門での違反を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

防止する効果的な対策を検討した。同委員会は、手作業の金採掘における水銀の量を調査し、金を産出するカイ、クリコロ、シカソ各州の採掘作業をする金鉱の地図を作り、金鉱労働者に職業上の ID カードを作成した。

成人の強制労働が行われていたのは、ほとんどが米の生産などの農業分野、金採掘、家庭内労働、その他インフォーマル経済に分類される部門であった。また、強制児童労働もこれらと同じ部門で発生していた。墮落した宗教教育者らは、少年たちに物乞いやその他の種類の強制労働又は強制サービスを強いていた（第 7 節 c 参照）。

北部のタウデニ（Taoudeni）にある岩塩坑では、主にソンガイ（Songhai）族の成人男性と少年が、昔からの慣行である労働による債務返済に従事させられていた。雇用者は、特に東部と北部の州、ガオ、ティンブクトゥ、キダルで、多くの黒人系トゥアレグ族に強制労働を課し、世襲の隷属関係を強いていた（第 6 節を参照）。

米務省の「人身売買報告書」（Trafficking in Persons Report）も [www。state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/) で参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

労働法は 2017 年に改正され、雇入れの最低年齢を 15 歳に設定した。いかなる状況下でも、子どもは 1 日に 8 時間を超える労働をしてはならない。政府の危険な職業リスト（Hazardous Occupations List）は、18 歳未満の子どもによる特定の作業を禁止している。16 歳から 18 歳の少女は、1 日に 6 時間を超える労働をしてはならない。労働法は、インフォーマル経済で労働する子ども及び自営業の子どもを含む全ての子どもに適用される。

児童労働法の実施は次の省によって責務を分担し、各省は各機関を通じて実施している。子ども及び女性の地位向上省（Ministry for the Promotion of Children and Women）は児童労働撲滅監視全国委員会（National Committee to Monitor the Fight against Child Labor）を通じて、司法省は各裁判所を通じて、安全保障省（Ministry of Security）は国家警察倫理児童労働隊（Morals and Children's Brigade of the National Police）を通じて、国家社会保障研究所（National Social Security Institute）は公共医療の提供を通じて、労働公共サービス省は労働監督官（Labor Inspectorate）を通じて、児童労働法を実施する。これらの政府機関間の調整体制は効果的ではなく、効率が悪く、煩雑であった。当局は、児童労働法を無視することや、適用法を効果的に実施しないことが多くあった。実施のための資源、査察の回数、改善指導は十分とは言えず、また違反に対する刑罰は違反の抑止には不十分だった。

児童労働は深刻な問題であり、最悪の形態で行われる児童労働が特に問題だった。児童労働が集中していたのは、特に米と綿の生産といった農業分野、家庭内労働、金採掘、コーランの学校が実施する強制的な物乞い、その他インフォーマル経済に分類される分野であった。

5 歳から 14 歳の子どもの約 25% は経済的に活動しており、そのうち 40% 以上は雇用主

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

によって最悪の形態の児童労働に就かされていた。多くは農業での危険な作業に従事していた。複数の武装集団が、国の北部及び中央部にて児童兵士を使用していた（第 1 節 g を参照）。児童売買も発生していた。雇用主は、強制的な家事労働のために子ども、特に女兒を使用した。また雇用者は、黒人系トゥアレグ族の子どもを家事労働者や農業労働者として働かせていた。

手作業による金採掘現場での児童労働は、深刻な問題であった。国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation）によれば、少なくとも 2 万人の子どもがこの金採掘現場で極めて過酷で危険な状況下で働いていた。また多くの子どもは、鉱石から金を分離するのに使われる有毒物質の水銀も扱っていた。2014 年の手作業による採掘に関する首脳会談後、政府は委員会を立ち上げた。この委員会は金採掘部門の状況を改善し、児童労働などの違反を減らすための対策を講じるために月 2 回の会合を開いた。

人数は不明であったが、主に 10 歳未満の小学校就学年齢の男児が全国で、生徒とその両親が資金を提供する定時制のコーランの学校に通っていた。これらの学校の一部では、コーランの教育者（聖者）が生徒に対し、「ガリブー（garibout）」や「タリベ（talibe）」と呼ばれる路上で金銭を請う行為や、農業分野での労働を強制することが多くあった。得られた金銭は、通常はコーランの教育者に戻された。

労働公共サービス省は、抜き打ち検査や苦情に基づく検査をほとんど実施していなかった。人員の不足、低い給与、その他の資源の欠如によって、インフォーマル部門における法律の実施が妨げられた。バマコの検察官は、金銭目的のためだけに子どもを使っていたイスラム教の聖者に対する、潜在的な虐待罪の調査を幾つか保留していた。

米労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果」（Findings on the Worst Forms of Child Labor）も www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings で参照のこと。

d. 雇い入れと職業に関する差別

労働法は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍、障害、社会的地位、HIV 陽性状態及び肌の色に基づいた、雇い入れと職業に関する差別を禁じている。政府の労働検査庁（Labor Inspection Agency）は、人種、性別、宗教、政治的意見、国籍又は民族性に基づく差別の調査と防止を担当しているが、労働法は効果的に実施されているわけではなかった。刑罰も違反を抑止するには不十分だった。雇用及び職業における差別では、性別、性的指向、障害及び民族性に関連する差別が生じていた（第 6 節を参照）。政府はフォーマル部門の主要な雇用主であり、同等の仕事に対して表向きは男性と同じ賃金を女性に支払っていた。しかし、職務記述書の内容の違いによって給与の不平等が可能となっていた。南部民族出身の雇用主が、北部民族出身の人を差別していた事例が複数あった。

e. 許容できる労働条件

最低賃金は、1 ヶ月当たり 4 万 CFA フラン（71 ドル）であり、世界銀行の国際貧困ライン 1 日当たり 1 ドル 90 セントを上回っている。この最低賃金は、労働者の過半数を含むインフォーマル部門及び最低生存費部門の労働者には適用されていなかった。政府

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

は、最低賃金に社会保障や保健医療などの必要な諸手当を追加していた。1月に政府は、公共部門の労働者の給与を引き上げた。これは、国内最大の国家労働者組合であるマリ全国労働者組合（National Workers' Union of Mali）との団体交渉で合意に達した後のことである。8月には、銀行や保険会社も従業員の給与を引き上げた。

1週間当たりの法定労働時間は40時間であるが、農業部門は例外で、季節により週の法定労働時間は42時間から48時間の範囲で変動する。法律は毎週24時間の休憩期間を義務付けており、雇用主は労働者に時間外労働に対する残業手当を支払わなければならない。法律は時間外労働を1週間に8時間に制限している。この法律は、移民や家事使用人を含む全ての労働者に適用されるが、労働者の推計87%を含むインフォーマル部門では、法律が日常的に無視されていた。

法律は、職場における労働安全衛生基準を幅広い範囲で規定している。労働者は、解雇されるリスクを負うことなく、自分の健康や安全を危険にさらす作業状況から立ち去り、社会保障部（Social Security Department）による調査を要請する権利を有する。社会保障部は、必要と思われる場合には是正措置を勧告する責務がある。しかしながら、当局はこのような状況で働く被雇用者を十分に保護していなかった。失業率が高いこともあり、労働者は多くの場合に労働安全規則の違反を報告することに消極的であった。

労働公共サービス省は、労働安全衛生基準の取り締まりを効果的に実施しているわけではなく、同省が採用した少数の検査官には現地調査を行うための手段が不足していた。多くの雇用主は、賃金、労働時間、社会保障給付に関する規則を遵守していなかった。労働公共サービス省は、武装集団やその他の組織による2012年の北部3州の占領以来、政府がサービスを停止しているこれらの州でほとんど検査を実施していなかった。違反を抑止するには刑罰が不十分であり、さらに政府機関はどこも違反又は罰則に関する情報を提供していなかった。労働検査官は、労働組合が苦情を提起した場合にのみ、作業場への事前通告なしの訪問と検査を行っていた。

労働環境は様々だったが、民間部門の労働環境が最悪であった。小規模で家族を中心として営まれる農業では、子どもは働いてもわずかな報酬しか得られないか、又は報酬が全くなかった。家事使用人が雇用主から受け取る給与は、1ヶ月で7,500 CFA フラン（14ドル）に過ぎなかった。時間外労働に関する法律の違反は、都市部で働く子どもや、手作業の金採掘又は水田や綿畑で働く子どもに対して日常的に行われていた。複数の労働団体の報告によれば、金鉱では雇用主がシアン化物や水銀を使うことで、金鉱労働者がこれらの有毒物質に触れて公衆衛生リスクにさらされているという。検査官は、職場が危険だと示す信用できるデータを集めるための手段が不足していた。